

第 7 2 号議案

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係～4 消防関係 （略）				1 総務関係～4 消防関係 （略）			
5 その他共通関係				5 その他共通関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき <u>430円</u>	1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき <u>360円</u>
2 ～ 4	(略)	(略)	(略)	2 ～ 4	(略)	(略)	(略)

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第2条 芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第6条関係） 施設使用料金表						別表（第6条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	使用料金			室名	広さ	収容人員	使用料金		
会議室・和室			午前9時～ 正午	正午～午後 6時	午後6時～ 午後9時	会議室・和室			午前9時～ 正午	正午～午後 6時	午後6時～ 午後9時
大会議室	135 m ²	72人	1時間につ き1,740 円	1時間につ き1,520 円	1時間につ き1,940 円	大会議室	135 m ²	72人	1時間につ き1,450 円	1時間につ き1,270 円	1時間につ き1,620 円
小会議室	50m ²	24人	1時間につ き560円	1時間につ き510円	1時間につ き660円	小会議室	50m ²	24人	1時間につ き470円	1時間につ き430円	1時間につ き550円
和室	18畳	18人	1時間につ き880円	1時間につ き750円	1時間につ き970円	和室	18畳	18人	1時間につ き740円	1時間につ き630円	1時間につ き810円
調理スぺ ース	48m ²	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時3 0分～午後 5時	調理スぺ ース	48m ²	17人	午前9時～ 正午	正午～午後 2時30分	午後2時3 0分～午後 5時
			3,450 円	2,880 円	2,880 円				2,880 円	2,400 円	2,400 円
備考（略）						備考（略）					

（芦屋市立学校使用条例の一部改正）

第 3 条 芦屋市立学校使用条例（昭和 2 7 年芦屋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第 5 条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。				第 5 条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。			
種別	使用料			種別	使用料		
	昼間 自午前 8 時 至午後 5 時	夜間 自午後 5 時 至午後 9 時 3 0 分	昼夜間 自午前 8 時 至午後 9 時 3 0 分		昼間 自午前 8 時 至午後 5 時	夜間 自午後 5 時 至午後 9 時 3 0 分	昼夜間 自午前 8 時 至午後 9 時 3 0 分
講堂	<u>4, 3 2 0 円</u>	<u>5, 7 6 0 円</u>	<u>1 0, 0 8 0 円</u>	講堂			
				<u>A（精小、 宮小）</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>	<u>4, 8 0 0 円</u>	<u>8, 4 0 0 円</u>
				<u>B（その他 の学校）</u>	<u>2, 4 0 0 円</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>	<u>6, 0 0 0 円</u>
遊戯室	<u>2, 1 6 0 円</u>	<u>2, 8 8 0 円</u>	<u>5, 0 4 0 円</u>	遊戯室	<u>1, 8 0 0 円</u>	<u>2, 4 0 0 円</u>	<u>4, 2 0 0 円</u>
教室その他の 室 1 教室につ き	<u>1, 7 2 0 円</u>	<u>2, 5 9 0 円</u>	<u>4, 3 1 0 円</u>	教室その他の 室 1 教室につ き	<u>1, 4 4 0 円</u>	<u>2, 1 6 0 円</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>
校庭	午前 <u>1, 4 4 0 円</u> 午後 <u>1, 4 4 0 円</u>	<u>2, 1 6 0 円</u>	<u>3, 6 0 0 円</u>	校庭	午前 <u>1, 2 0 0 円</u> 午後 <u>1, 2 0 0 円</u>	<u>1, 8 0 0 円</u>	<u>3, 0 0 0 円</u>
2 （略）				2 （略）			

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第4条 芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表					別表第1（第7条関係） 公民館施設使用料金表				
室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
113室	人 20	円 <u>1, 560</u>	円 <u>2, 010</u>	円 <u>2, 230</u>	113室	人 20	円 <u>1, 420</u>	円 <u>1, 830</u>	円 <u>2, 030</u>
114室	30	<u>3, 240</u>	<u>3, 800</u>	<u>4, 130</u>	114室	30	<u>2, 950</u>	<u>3, 460</u>	<u>3, 760</u>
115室	10	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1, 110</u>	115室	10	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>
116多目的 室	35 (75)	<u>4, 360</u>	<u>5, 140</u>	<u>5, 810</u>	116多目的 室	35 (75)	<u>3, 970</u>	<u>4, 680</u>	<u>5, 290</u>
211室	20	<u>1, 560</u>	<u>2, 010</u>	<u>2, 230</u>	211室	20	<u>1, 420</u>	<u>1, 830</u>	<u>2, 030</u>
212室	15	<u>1, 230</u>	<u>1, 450</u>	<u>1, 900</u>	212室	15	<u>1, 120</u>	<u>1, 320</u>	<u>1, 730</u>
213幼児室	25	<u>1, 900</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 570</u>	213幼児室	25	<u>1, 730</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 340</u>
214料理室	30	<u>4, 580</u>	<u>5, 360</u>	<u>6, 160</u>	214料理室	30	<u>4, 170</u>	<u>4, 880</u>	<u>5, 600</u>
215美術室	30	<u>3, 460</u>	<u>4, 020</u>	<u>4, 580</u>	215美術室	30	<u>3, 150</u>	<u>3, 660</u>	<u>4, 170</u>
216工芸室	15	<u>1, 780</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	216工芸室	15	<u>1, 620</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>

改正後					改正前				
217室	30	<u>2, 790</u>	<u>3, 240</u>	<u>3, 460</u>	217室	30	<u>2, 540</u>	<u>2, 950</u>	<u>3, 150</u>
218講義室	60	<u>3, 350</u>	<u>3, 910</u>	<u>4, 130</u>	218講義室	60	<u>3, 050</u>	<u>3, 560</u>	<u>3, 760</u>
219音楽室	60	<u>9, 620</u>	<u>11, 410</u>	<u>12, 990</u>	219音楽室	60	<u>8, 750</u>	<u>10, 380</u>	<u>11, 810</u>
(140)					(140)				
219音楽室 控室	8	<u>550</u>	<u>670</u>	<u>780</u>	219音楽室 控室	8	<u>500</u>	<u>610</u>	<u>710</u>
220和室	16	<u>1, 780</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	220和室	16	<u>1, 620</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>
展示場	91m ²	<u>6, 940</u>	<u>8, 060</u>	<u>8, 060</u>	展示場	91m ²	<u>6, 310</u>	<u>7, 330</u>	<u>7, 330</u>
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2 (第8条関係)					別表第2 (第8条関係)				
附属設備等使用料金表					附属設備等使用料金表				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装 置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 660</u>	スクリーンを 含む。	映写装 置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 050</u>	スクリーンを 含む。
	ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	<u>970</u>	モニターテレ ビを含む。		ビデオテープレコーダ ー・DVDプレーヤー	1台	<u>810</u>	モニターテレ ビを含む。
音響装 置	マイクロホン	1本	<u>970</u>		音響装 置	マイクロホン	1本	<u>810</u>	
	ワイヤレスマイクロホ ン	1本	<u>970</u>			ワイヤレスマイクロホ ン	1本	<u>810</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>970</u>	CDデッキ等 を含む。		テープレコーダー	1台	<u>810</u>	CDデッキ等 を含む。
音楽関 係	ピアノ	1台	<u>2, 190</u>		音楽関 係	ピアノ	1台	<u>1, 830</u>	
	指揮台	1台	<u>730</u>			指揮台	1台	<u>610</u>	
	譜面台	1組	<u>730</u>	(1組15 本)		譜面台	1組	<u>610</u>	(1組15 本)
美術・ 工芸関	イーゼル	1組	<u>970</u>	画板付 (1組 15本)	美術・ 工芸関	イーゼル	1組	<u>810</u>	画板付 (1組 15本)

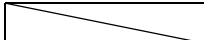
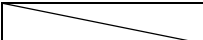
改正後					改正前				
係	モデル台	1 式	9 7 0		係	モデル台	1 式	8 1 0	
	陶芸窯	1 式	2, 1 9 0			陶芸窯	1 式	1, 8 3 0	
						電動式ろくろ	1 組	8 1 0	
	スポットライト	1 台	7 3 0	美術室に限る。		スポットライト	1 台	6 1 0	美術室に限る。
その他	ロッカー	1 区分	1, 0 9 0		その他	ロッカー	1 区分	9 1 0	
	スチール棚	1 区分	1, 4 6 0			スチール棚	1 区分	1, 2 2 0	
	パーソナルコンピュータ	1 台	3 6 0			パーソナルコンピュータ	1 台	3 0 0	
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第10条関係） 体育館・青少年センター使用料金表				別表第1（第10条関係） 体育館・青少年センター使用料金表			
1 専用使用				1 専用使用			
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間

改正後					改正前						
区分 室名		午前 9 時から午前 11 時 50 分まで	正午から午後 2 時 50 分まで	午後 3 時から午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から午後 8 時 50 分まで	区分 室名		午前 9 時から午前 11 時 50 分まで	正午から午後 2 時 50 分まで	午後 3 時から午後 5 時 50 分まで	午後 6 時から午後 8 時 50 分まで
競技場		円 14,680	円 14,680	円 14,680	円 29,370	競技場		円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480
剣道場		2,440	2,440	2,440	6,040	剣道場		2,040	2,040	2,040	5,040
柔道場		2,440	2,440	2,440	6,040	柔道場		2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場	弓道使用	2,440	2,440	2,440	6,040	弓道場	弓道使用	2,040	2,040	2,040	5,040
	その他使用	3,740	3,740	3,740	8,780		その他使用	3,120	3,120	3,120	7,320
控え室		2,010	2,010	2,010	3,160	控え室		1,680	1,680	1,680	2,640
多目的室(1)		860	860	860	1,580	多目的室(1)		720	720	720	1,320
多目的室(2)		1,720	1,720	1,720	2,590	多目的室(2)		1,440	1,440	1,440	2,160
多目的室(3)		2,880	2,880	2,880	4,890	多目的室(3)		2,400	2,400	2,400	4,080
大会議室		2,880	2,880	2,880	4,890	大会議室		2,400	2,400	2,400	4,080
第1会議室		1,000	1,000	1,000	1,870	第1会議室		840	840	840	1,560
第2会議室		860	860	860	1,580	第2会議室		720	720	720	1,320
第1研修室		1,870	1,870	1,870	2,880	第1研修室		1,560	1,560	1,560	2,400
第2研修室		1,870	1,870	1,870	2,880	第2研修室		1,560	1,560	1,560	2,400
音楽室		2,590	2,590	2,590	3,600	音楽室		2,160	2,160	2,160	3,000
多目的研修室		1,150	1,150	1,150	2,160	多目的研修室		960	960	960	1,800
2 一般使用					2 一般使用						
区分	使用料			備考		区分	使用料			備考	
トレーニング室	1回 430円 回数券(11枚綴り) 4,320円			中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とす		トレーニング室	1回 360円 回数券(11枚綴り) 3,600円			中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とす	

改正後			改正前		
		る。			る。
備考（略） 別表第2（第10条の2関係） 附属設備等使用料金表			備考（略） 別表第2（第10条の2関係） 附属設備等使用料金表		
品名	単位	使用料金	品名	単位	使用料金
アリーナ放送設備	一式	円 1, 2 1 0	アリーナ放送設備	一式	円 1, 0 1 0
アリーナ空調設備	一式	8 5 0	アリーナ空調設備	一式	7 1 0
調理台	1 台	6 0 0	調理台	1 台	5 0 0
更衣ロッカー	1 台	1 0 0	更衣ロッカー	1 台	1 0 0
物品ロッカー（大）	1 台	2, 4 3 0	物品ロッカー（大）	1 台	2, 0 3 0
物品ロッカー（小）	1 台	1, 2 1 0	物品ロッカー（小）	1 台	1, 0 1 0
備考（略）			備考（略）		

（芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正）

第6条 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第4（第8条関係）			別表第4（第8条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1, 7 0 0 円	講義室	午前9時～正午	1, 4 2 0 円

改正後			改正前		
	午後 1 時～午後 5 時	<u>2, 1 9 0 円</u>		午後 1 時～午後 5 時	<u>1, 8 3 0 円</u>

（芦屋市立美術博物館条例の一部改正）

第 7 条 芦屋市立美術博物館条例（平成 2 年芦屋市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 3（第 7 条関係）				別表第 3（第 7 条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前 1 0 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで		午前 1 0 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで
講義室	<u>3, 4 2 0 円</u>	<u>5, 2 4 0 円</u>	<u>8, 6 6 0 円</u>	講義室	<u>2, 8 5 0 円</u>	<u>4, 3 7 0 円</u>	<u>7, 2 3 0 円</u>
体験学習室	<u>5, 0 0 0 円</u>	<u>8, 1 8 0 円</u>	<u>1 3, 1 8 0 円</u>	体験学習室	<u>4, 1 7 0 円</u>	<u>6, 8 2 0 円</u>	<u>1 1, 0 0 0 円</u>

（芦屋市民会館条例の一部改正）

第 8 条 芦屋市民会館条例（昭和 3 8 年芦屋市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表						別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表					
室名		収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名		収容人員 又は広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分				朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分
大ホール	平日	人 662	円 43,990	円 55,720	円 66,000	大ホール	平日	人 662	円 36,660	円 46,440	円 55,000
	土日休	(700)	49,860	61,590	70,390		土日休	(700)	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	150	10,990	12,450	13,930	小ホール	平日	150	9,160	10,380	11,610
	土日休		11,720	13,930	16,120		土日休		9,770	11,610	13,440
大楽屋		30	2,800	3,420	3,660	大楽屋		30	2,340	2,850	3,050
中楽屋		20	2,190	2,430	2,680	中楽屋		20	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		15	1,340	1,580	1,700	下手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
小楽屋		10	1,210	1,340	1,460	小楽屋		10	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		15	1,340	1,580	1,700	上手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
101室		25	1,700	2,190	2,430	101室		25	1,420	1,830	2,030
102室		20	1,460	1,580	1,820	102室		20	1,220	1,320	1,520
201室		25	1,700	2,190	2,430	201室		25	1,420	1,830	2,030
202室		25	1,700	2,190	2,430	202室		25	1,420	1,830	2,030
203室		40 (60)	4,390	5,120	5,610	203室		40 (60)	3,660	4,270	4,680
204室		20	1,580	1,700	2,070	204室		20	1,320	1,420	1,730
205室		20	1,580	1,700	2,070	205室		20	1,320	1,420	1,730
206室		15	1,210	1,340	1,460	206室		15	1,010	1,120	1,220
207室		10	850	970	1,210	207室		10	710	810	1,010
208室		8	970	1,090	1,210	208室		8	810	910	1,010

改正後					改正前						
3 0 1 室	6 0 (1 6 0)	<u>6, 7 2 0</u>	<u>7, 9 4 0</u>	<u>8, 7 9 0</u>	3 0 1 室	6 0 (1 6 0)	<u>5, 6 0 0</u>	<u>6, 6 2 0</u>	<u>7, 3 3 0</u>		
3 0 2 室	2 0	<u>1, 5 8 0</u>	<u>1, 7 0 0</u>	<u>2, 0 7 0</u>	3 0 2 室	2 0	<u>1, 3 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 7 3 0</u>		
3 0 3 A 室	2 0	<u>1, 5 8 0</u>	<u>1, 7 0 0</u>	<u>2, 0 7 0</u>	3 0 3 A 室	2 0	<u>1, 3 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 7 3 0</u>		
3 0 3 B 室	1 5	<u>1, 5 8 0</u>	<u>1, 7 0 0</u>	<u>2, 0 7 0</u>	3 0 3 B 室	1 5	<u>1, 3 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 7 3 0</u>		
3 0 4 室	1 5	<u>1, 2 1 0</u>	<u>1, 3 4 0</u>	<u>1, 4 6 0</u>	3 0 4 室	1 5	<u>1, 0 1 0</u>	<u>1, 1 2 0</u>	<u>1, 2 2 0</u>		
4 0 1 室	1 0 0 (2 0 0)	<u>8, 5 4 0</u>	<u>1 0, 0 2 0</u>	<u>1 1, 4 8 0</u>	4 0 1 室	1 0 0 (2 0 0)	<u>7, 1 2 0</u>	<u>8, 3 5 0</u>	<u>9, 5 7 0</u>		
4 0 3 室	2 5	<u>1, 7 0 0</u>	<u>2, 1 9 0</u>	<u>2, 4 3 0</u>	4 0 3 室	2 5	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 8 3 0</u>	<u>2, 0 3 0</u>		
多目的ホール	1 9 6 m ²	<u>7, 5 7 0</u>	<u>8, 7 9 0</u>	<u>8, 7 9 0</u>	多目的ホール	1 9 6 m ²	<u>6, 3 1 0</u>	<u>7, 3 3 0</u>	<u>7, 3 3 0</u>		
備考 (略)					備考 (略)						
別表第 3 (第 7 条の 2 関係)					別表第 3 (第 7 条の 2 関係)						
附属設備等使用料金表					附属設備等使用料金表						
場 所	種 別	品 名	単位	使用料金 (円)	備 考	場 所	種 別	品 名	単位	使用料金 (円)	備 考
大 ホ ー ル	舞 台 装 置	せりピット	1 式	<u>5, 1 2 0</u>	固定使用の場合を除く。	大 ホ ー ル	舞 台 装 置	せりピット	1 式	<u>4, 2 7 0</u>	固定使用の場合を除く。
		反響板	1 式	<u>7, 3 3 0</u>					反響板	1 式	
		所作台	1 式	<u>9, 5 2 0</u>	化粧かまちを含む。			所作台	1 式	<u>7, 9 4 0</u>	化粧かまちを含む。
		平台	1 式	<u>5, 1 2 0</u>	箱足を含む。			平台	1 式	<u>4, 2 7 0</u>	箱足を含む。
		屏風	1 双	<u>3, 6 6 0</u>				屏風	1 双	<u>3, 0 5 0</u>	
		ひ毛せん	1 式	<u>2, 9 2 0</u>	赤座布団・赤布を含む。			ひ毛せん	1 式	<u>2, 4 4 0</u>	赤座布団・赤布を含む。
		指揮台	1 台	<u>9 7 0</u>	指揮者用・譜面台を含む。			指揮台	1 台	<u>8 1 0</u>	指揮者用・譜面台を含む。
		演台	1 台	<u>7 3 0</u>	司会台を含む。			演台	1 台	<u>6 1 0</u>	司会台を含む。
	楽 器		スタインウェイ D 型ピアノ	1 台	<u>1 9, 0 5 0</u>			楽 器		スタインウェイ D 型ピアノ	1 台

改正後					改正前				
音響装置	ヤマハCFピアノ	1台	9, 520		音響装置	ヤマハCFピアノ	1台	7, 940	
	音響装置	1式	2, 190			音響装置	1式	1, 830	
	エレベーターマイク	1本	2, 190	中央、下手		エレベーターマイク	1本	1, 830	中央、下手
	クロホン					クロホン			
	マイクロホン	1本	2, 190			マイクロホン	1本	1, 830	
	ワイヤレスマイク	1本	2, 920	電池代を含む。		ワイヤレスマイク	1本	2, 440	電池代を含む。
	ロホン					ロホン			
	カセットテープレコーダー	1台	2, 190	消耗品を除く。		カセットテープレコーダー	1台	1, 830	消耗品を除く。
	CDデッキ	1台	2, 190	消耗品を除く。		CDデッキ	1台	1, 830	消耗品を除く。
	ステージスピーカ	1式	2, 190			ステージスピーカ	1式	1, 830	
	ー					ー			
	モニタースピーカ	1台	970			モニタースピーカ	1台	810	
	ー					ー			
照明装置	シーリングライト	1式	2, 190		照明装置	シーリングライト	1式	1, 830	
	ボーダーライト	1列	2, 190			ボーダーライト	1列	1, 830	
	サスペンションライト	1列	2, 190			サスペンションライト	1列	1, 830	
	ホリゾントライト	1列	2, 190	アッパー、ロー各1列		ホリゾントライト	1列	1, 830	アッパー、ロー各1列
	サイドフロントライト	1式	2, 190			サイドフロントライト	1式	1, 830	
	トーマンタルライト	1式	2, 190			トーマンタルライト	1式	1, 830	
	バックギャラリート	1式	3, 660			バックギャラリート	1式	3, 050	
	センターピンスポットライト	1台	2, 190			センターピンスポットライト	1台	1, 830	
	ハロゲンピンスポ	1台	2, 190			ハロゲンピンスポ	1台	1, 830	

改正後					改正前				
		ットライト				ットライト			
		エフェクトマシン	1台	<u>2, 190</u>	4台	エフェクトマシン	1台	<u>1, 830</u>	4台
		スポットライト1 KW以下	1台	<u>970</u>	移動器具を含む。	スポットライト1 KW以下	1台	<u>810</u>	移動器具を含む。
		スポットライト 1. 5KW以下	1台	<u>1, 210</u>	移動器具を含む。	スポットライト 1. 5KW以下	1台	<u>1, 010</u>	移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	<u>1, 210</u>		ソースフォー	1台	<u>1, 010</u>	
		ミラーボール	1台	<u>2, 190</u>		ミラーボール	1台	<u>1, 830</u>	
		スモークマシン	1台	<u>5, 120</u>	スモッグ液を含む。	スモークマシン	1台	<u>4, 270</u>	スモッグ液を含む。
	映 写 装 置	35m/m映写機	1式	<u>11, 720</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。	35m/m映写機	1式	<u>9, 770</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	<u>7, 330</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。	16m/m映写機	1式	<u>6, 110</u>	クセノンランプ、ス クリーンを含む。
		液晶プロジェクタ ー	1式	<u>3, 660</u>	スクリーンを含む。	液晶プロジェクタ ー	1式	<u>3, 050</u>	スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレ イディスクプレー ヤー	1台	<u>970</u>		DVD・ブルーレ イディスクプレー ヤー	1台	<u>810</u>	
	そ の 他	浴室	1室	<u>2, 190</u>		浴室	1室	<u>1, 830</u>	
	小 ホ ー ル	舞台 装置	1式	<u>2, 920</u>	一式12枚	舞台 装置	1式	<u>2, 440</u>	一式12枚
		演台	1台	<u>730</u>	司会台を含む。	演台	1台	<u>610</u>	司会台を含む。
		楽 器	ヤマハG3ピアノ	1台	<u>5, 850</u>	楽 器	ヤマハG3ピアノ	1台	<u>4, 880</u>
		照 明	スポットライト	1式	<u>2, 190</u>	照 明	スポットライト	1式	<u>1, 830</u>
		増設ライト	1台	<u>970</u>		増設ライト	1台	<u>810</u>	

改正後						改正前					
本館	装置					装置					
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 6 6 0</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3, 0 5 0</u>	スクリーンを含む。	
	音響装置	マイクロホン	1本	<u>1, 4 6 0</u>		音響装置	マイクロホン	1本	<u>1, 2 2 0</u>		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>1, 4 6 0</u>			ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>1, 2 2 0</u>		
		テープレコーダー	1台	<u>1, 4 6 0</u>			テープレコーダー	1台	<u>1, 2 2 0</u>		
		音響装置	1式	<u>2, 1 9 0</u>			音響装置	1式	<u>1, 8 3 0</u>		
	茶道具	茶用道具	1式	<u>2, 1 9 0</u>	釜・水指・建水・炭道具・棚等	茶道具	茶用道具	1式	<u>1, 8 3 0</u>	釜・水指・建水・炭道具・棚等	
		御園棚	1式	<u>3, 6 6 0</u>			御園棚	1式	<u>3, 0 5 0</u>		
		毛せん	1式	<u>9 7 0</u>			毛せん	1式	<u>8 1 0</u>		
	映写装置	液晶プロジェクター	1式	<u>3, 6 6 0</u>	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1式	<u>3, 0 5 0</u>	スクリーンを含む。	
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>9 7 0</u>	モニターテレビを含む。		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>8 1 0</u>	モニターテレビを含む。	
	音響装置	マイクロホン	1本	<u>9 7 0</u>		音響装置	マイクロホン	1本	<u>8 1 0</u>		
		ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>9 7 0</u>			ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>8 1 0</u>		
		テープレコーダー	1台	<u>9 7 0</u>	CDデッキ等を含む。		テープレコーダー	1台	<u>8 1 0</u>	CDデッキ等を含む。	
	その他	金屏風	1双	<u>2, 9 2 0</u>		その他	金屏風	1双	<u>2, 4 4 0</u>		
		展示パネル	1式	<u>2, 9 2 0</u>	301室・多目的ホールで使用する場合は組立経費は含まない。		展示パネル	1式	<u>2, 4 4 0</u>	301室・多目的ホールで使用する場合は組立経費は含まない。	

改正後						改正前					
					い。						い。
		所作台	1 式	<u>5, 8 5 0</u>				所作台	1 式	<u>4, 8 8 0</u>	
		パーソナルコンピ ュータ	1 台	<u>3 6 0</u>				パーソナルコンピ ュータ	1 台	<u>3 0 0</u>	
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 4 0 年芦屋市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第 2（第 9 条関係） 地区集会所施設使用料金表								別表第 2（第 9 条関係） 地区集会所施設使用料金表							
施設名	室名	広さ	収 容 人 員	施設使用料金				施設名	室名	広さ	収 容 人 員	施設使用料金			
				朝	昼	夜	深夜					朝	昼	夜	深夜
				午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 8 時					午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午後 11 時～翌日 午前 8 時
打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	円	円	円	円	打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	円	円	円	円
	洋室(B)	20m ²	12	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—		洋室(B)	20m ²	12	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(C)	35m ²	22	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	35m ²	22	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	24m ²	14	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	<u>4,020</u>		洋室(D)	24m ²	14	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>
				<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	—					<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—

改正後								改正前							
翠ヶ丘集 会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	翠ヶ丘集 会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	32m ²	20	<u>1,230</u>	<u>1,340</u>	<u>1,560</u>	3,130		洋室(B)	32m ²	20	<u>1,120</u>	<u>1,220</u>	<u>1,420</u>	2,850
	洋室(C)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(D)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
竹園集 会 所	洋室(A)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—	竹園集 会 所	洋室(A)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(B)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	34m ²	22	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	4,020		洋室(C)	34m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660
	洋室(D)	42m ²	26	<u>1,560</u>	<u>1,900</u>	<u>2,230</u>	4,470		洋室(D)	42m ²	26	<u>1,420</u>	<u>1,730</u>	<u>2,030</u>	4,070
前田集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	前田集 会 所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	30m ²	18	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(D)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
朝日ヶ丘 集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—	朝日ヶ丘 集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(B)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(B)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(C)	18m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	2,230		洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	2,030
	洋室(D)	16m ²	10	<u>670</u>	<u>780</u>	<u>890</u>	1,780		洋室(D)	16m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	1,620
	和室(A)	6畳	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		和室(A)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	和室(B)	6畳	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		和室(B)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
春日集 会 所	洋室(A)	21m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—	春日集 会 所	洋室(A)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(B)	64m ²	40	<u>2,460</u>	<u>2,790</u>	<u>3,240</u>	—		洋室(B)	64m ²	40	<u>2,240</u>	<u>2,540</u>	<u>2,950</u>	—
	洋室(C)	15m ²	10	<u>670</u>	<u>780</u>	<u>890</u>	—		洋室(C)	15m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—
	洋室(D)	19m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(D)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(E)	35m ²	22	<u>1,340</u>	<u>1,670</u>	<u>2,010</u>	4,020		洋室(E)	35m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	3,660
潮見集 会 所	洋室(A)	23m ²	14	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	—	潮見集 会 所	洋室(A)	23m ²	14	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—
	洋室(B)	62m ²	38	<u>2,230</u>	<u>2,680</u>	<u>3,130</u>	—		洋室(B)	62m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—
	洋室(C)	20m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(C)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—
	洋室(D)	26m ²	16	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(D)	26m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
	洋室(E)	30m ²	18	<u>890</u>	<u>1,110</u>	<u>1,230</u>	2,460		洋室(E)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	2,240
	洋室(F)	20m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1,110</u>	—		洋室(F)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—

改正後								改正前							
浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	25m ²	14	890	1,110	1,230	2,460		洋室(C)	25m ²	14	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	15m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	15m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(E)	13m ²	10	610	710	810	—
奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	2,230	2,680	3,130	6,270	奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	2,030	2,440	2,850	5,700
	洋室(B)	17m ²	12	780	890	1,110	2,230		洋室(B)	17m ²	12	710	810	1,010	2,030
西蔵集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	西蔵集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	26m ²	16	890	1,110	1,230	—		洋室(B)	26m ²	16	810	1,010	1,120	—
	洋室(C)	27m ²	16	890	1,110	1,230	2,460		洋室(C)	27m ²	16	810	1,010	1,120	2,240
	洋室(D)	13m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	13m ²	10	610	710	810	—
大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	890	1,110	1,230	—	大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	810	1,010	1,120	—
	洋室(B)	62m ²	38	2,230	2,680	3,130	—		洋室(B)	62m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(C)	22m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	22m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	16m ²	10	670	780	890	—		洋室(D)	16m ²	10	610	710	810	—
	洋室(E)	52m ²	32	1,900	2,120	2,460	4,920		洋室(E)	52m ²	32	1,730	1,930	2,240	4,480
茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,230	2,680	3,130	—	茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	2,030	2,440	2,850	—
	洋室(B)	19m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	19m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	18m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(C)	18m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(D)	26m ²	16	890	1,110	1,230	2,460		洋室(D)	26m ²	16	810	1,010	1,120	2,240
三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	780	890	1,110	—	三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(B)	21m ²	12	780	890	1,110	—		洋室(B)	21m ²	12	710	810	1,010	—
	洋室(C)	42m ²	26	1,560	1,900	2,230	4,470		洋室(C)	42m ²	26	1,420	1,730	2,030	4,070
	洋室(D)	44m ²	26	1,560	1,900	2,230	—		洋室(D)	44m ²	26	1,420	1,730	2,030	—
備考 (略)								備考 (略)							

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第 9 条関係） 施設使用料金表						別表（第 9 条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	施設使用料金			室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時				午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時
会議室 A	17m ²	12 人	<u>720 円</u>	<u>570 円</u>	<u>570 円</u>	会議室 A	17m ²	12 人	<u>600 円</u>	<u>480 円</u>	<u>480 円</u>
会議室 B	17m ²	12 人	<u>720 円</u>	<u>570 円</u>	<u>570 円</u>	会議室 B	17m ²	12 人	<u>600 円</u>	<u>480 円</u>	<u>480 円</u>
会議室 C	50m ²	32 人（50 人）	<u>1,870 円</u>	<u>1,580 円</u>	<u>1,580 円</u>	会議室 C	50m ²	32 人（50 人）	<u>1,560 円</u>	<u>1,320 円</u>	<u>1,320 円</u>
会議室 D	46m ²	28 人（48 人）	<u>1,720 円</u>	<u>1,440 円</u>	<u>1,440 円</u>	会議室 D	46m ²	28 人（48 人）	<u>1,440 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,200 円</u>
多目的室・オープンスペース 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	多目的室・オープンスペース 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オープンスペース 2	35m ²	20 人	<u>1,290 円</u>	<u>1,150 円</u>	<u>1,150 円</u>	オープンスペース 2	35m ²	20 人	<u>1,080 円</u>	<u>960 円</u>	<u>960 円</u>
備考 (略)						備考 (略)					

（芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 11 条 芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年芦屋市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第 1 （第 1 1 条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター										別表第 1 （第 1 1 条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター											
室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)		施設使用料金（円）						室名		広さ (m ²)	収容人員 (人)		施設使用料金（円）					
					朝		昼		夜							朝		昼		夜	
					午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時						午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分				
多 目 的 室	2 0 1 室	7 9	多目 的室 (1 8 0)	4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>		多 目 的 室	2 0 1 室	7 9	(1 8 0)	4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
	2 0 2 室	7 9		4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>			2 0 2 室	7 9		4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
	2 0 3 室	7 9		4 8	<u>2, 6 8 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>3, 4 6 0</u>			2 0 3 室	7 9		4 8	<u>2, 4 4 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>1, 4 2 0</u>	<u>3, 1 5 0</u>			
2 0 4 室		7 2	4 4		<u>2, 4 6 0</u>	<u>1, 4 5 0</u>	<u>1, 4 5 0</u>	<u>3, 2 4 0</u>		2 0 4 室		7 2	4 4		<u>2, 2 4 0</u>	<u>1, 3 2 0</u>	<u>1, 3 2 0</u>	<u>2, 9 5 0</u>			
2 0 5 室		4 3	2 6		<u>1, 4 5 0</u>	<u>8 9 0</u>	<u>8 9 0</u>	<u>1, 9 0 0</u>		2 0 5 室		4 3	2 6		<u>1, 3 2 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>1, 7 3 0</u>			
2 0 6 調 理・試食 室		7 8	3 0		<u>4, 5 8 0</u>	<u>2, 6 8 0</u>	<u>2, 6 8 0</u>	<u>6, 6 0 0</u>		2 0 6 調 理・試食 室		7 8	3 0		<u>4, 1 7 0</u>	<u>2, 4 4 0</u>	<u>2, 4 4 0</u>	<u>6, 0 0 0</u>			
2 潮芦屋集会所										2 潮芦屋集会所											
室名		広さ	収容	施設使用料金（円）						室名		広さ	収容	施設使用料金（円）							

改正後						改正前									
		人員 (人)	朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分			人員 (人)	朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～午 後9時30分				
101室	52 m ²	32	<u>1, 900</u>	<u>2, 120</u>	<u>2, 460</u>	101室	52 m ²	32	<u>1, 730</u>	<u>1, 930</u>	<u>2, 240</u>				
102室	35 m ²	22	<u>1, 340</u>	<u>1, 670</u>	<u>2, 010</u>	102室	35 m ²	22	<u>1, 220</u>	<u>1, 520</u>	<u>1, 830</u>				
103室	17 m ²	12	<u>780</u>	<u>890</u>	<u>1, 110</u>	103室	17 m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1, 010</u>				
104和 室	8畳	16	<u>1, 110</u>	<u>1, 230</u>	<u>1, 340</u>	104和 室	8畳	16	<u>1, 010</u>	<u>1, 120</u>	<u>1, 220</u>				
3 屋外交流広場						3 屋外交流広場									
区分		施設使用料金 (円)						区分		施設使用料金 (円)					
		午前9時 ～午前1 1時	午前11 時～午後 1時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時			午前9時 ～午前1 1時	午前11 時～午後 1時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
屋外 交流 広場	テニス コート A	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	屋外 交流 広場	テニス コート A	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
	テニス コート B	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720		テニス コート B	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
	テニス コート C	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720	1, 720		テニス コート C	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
	備考 (略)						備考 (略)								
	別表第2 (第12条関係)						別表第2 (第12条関係)								
	附属設備等使用料金表						附属設備等使用料金表								

改正後					改正前				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1 式	<u>2, 4 3 0</u>	スクリーンを 含む。	映写	液晶プロジェクター	1 式	<u>2, 0 3 0</u>	スクリーンを 含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	<u>1, 2 1 0</u>	モニターテレビを含む。		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	<u>1, 0 1 0</u>	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1 式	<u>2, 1 9 0</u>	マイクを含む。	音響	多目的室音響装置	1 式	<u>1, 8 3 0</u>	マイクを含む。
	2 0 4 室・2 0 5 室音響装置	1 式	<u>1, 2 1 0</u>	マイクを含む。		2 0 4 室・2 0 5 室音響装置	1 式	<u>1, 0 1 0</u>	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイククロホン	1 本	<u>9 7 0</u>			多目的室ワイヤレスマイククロホン	1 本	<u>8 1 0</u>	
	C D デッキ	1 台	<u>9 7 0</u>			C D デッキ	1 台	<u>8 1 0</u>	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1 時間	<u>3 0 0</u>	1 時間未満は 1 時間とする。	照明設備	屋外交流広場照明設備	1 時間	<u>2 5 0</u>	1 時間未満は 1 時間とする。
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年芦屋市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第 10 条関係） 施設使用料金表						別表（第 10 条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人 員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (m ²)	収容人 員 (人)	施設使用料金（円）		
			午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時				午前 9 時 30 分～正午	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時
小会議室	19	12	<u>600</u>	<u>480</u>	<u>480</u>	小会議室	19	12	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
大会議室 1	62	45(66)	<u>1,940</u>	<u>1,580</u>	<u>1,580</u>	大会議室 1	62	45(66)	<u>1,620</u>	<u>1,320</u>	<u>1,320</u>
大会議室 2	50	30(54)	<u>1,580</u>	<u>1,340</u>	<u>1,340</u>	大会議室 2	50	30(54)	<u>1,320</u>	<u>1,120</u>	<u>1,120</u>
備考（略）						備考（略）					

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第 13 条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年芦屋市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 2（第 4 条―第 5 条の 2 関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園	別表第 2（第 4 条―第 5 条の 2 関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園

改正後		改正前	
区分	預かり保育料	区分	預かり保育料
春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>1, 0 8 0 円</u>	春季、夏季及び冬季の休業日	日額 <u>9 0 0 円</u>
上記以外の日	日額 <u>5 0 0 円</u>	上記以外の日	日額 <u>4 5 0 円</u>
(2) 市立認定こども園 (略) 2 延長保育料・3 病児保育料 (略) 備考 (略)		(2) 市立認定こども園 (略) 2 延長保育料・3 病児保育料 (略) 備考 (略)	

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例（平成 2 2 年芦屋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第 1（第 9 条関係） 福祉センター施設使用料金表						別表第 1（第 9 条関係） 福祉センター施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）		
			朝	昼	夜				朝	昼	夜
			午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分				午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分
会議室 1	8 3	3 6 (7 2)	<u>3, 2 6 0</u>	<u>4, 3 5 0</u>	<u>3, 8 5 0</u>	会議室 1	8 3	3 6 (7 2)	<u>3, 3 6 0</u>	<u>4, 4 8 0</u>	<u>3, 9 7 0</u>
会議室 2	5 7	2 4	<u>2, 2 7 0</u>	<u>2, 9 6 0</u>	<u>2, 5 6 0</u>	会議室 2	5 7	2 4	<u>2, 3 4 0</u>	<u>3, 0 5 0</u>	<u>2, 6 4 0</u>

改正後						改正前					
多目的ホール	2 2 4	1 5 6 (3 0 0)	<u>7, 3 3 0</u>	<u>9, 8 6 0</u>	<u>8, 6 0 0</u>	多目的ホール	2 2 4	1 5 6 (3 0 0)	<u>7, 1 2 0</u>	<u>9, 5 7 0</u>	<u>8, 3 5 0</u>
調理・実習室	1 5 4	調理室 3 1 食事室 3 2	8, 8 6 0	1 1, 8 1 0	1 0, 2 8 0	調理・実習室	1 5 4	調理室 3 1 食事室 3 2	8, 8 6 0	1 1, 8 1 0	1 0, 2 8 0
運動室	2 9 6	—	<u>5, 1 5 0</u>	<u>6, 8 3 0</u>	<u>5, 9 3 0</u>	運動室	2 9 6	—	<u>4, 6 8 0</u>	<u>6, 2 1 0</u>	<u>5, 3 9 0</u>
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年芦屋市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 1（第 9 条関係） 老人福祉会館施設使用料金表				別表第 1（第 9 条関係） 老人福祉会館施設使用料金表			
番	室名	収容人員	施設使用料金	番	室名	収容人員	施設使用料金
			夜 午後 6 時～午後 9 時 3 0 分				夜 午後 6 時～午後 9 時 3 0 分
1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 <u>1 4, 4 1 0</u>	1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 <u>1 2, 0 1 0</u>

改正後				改正前			
2	1 1 2 和室	2 0	<u>2, 6 8 0</u>	2	1 1 2 和室	2 0	<u>2, 2 4 0</u>
3	舞台		<u>1, 9 4 0</u>	3	舞台		<u>1, 6 2 0</u>
備考 (略)				備考 (略)			
別表第 2 (第 9 条の 2 関係)				別表第 2 (第 9 条の 2 関係)			
附属設備等使用料				附属設備等使用料			
種別	品名	単位	使用料 (円)	種別	品名	単位	使用料 (円)
照明器具	スポットライト	1 台	<u>9 7 0</u>	照明器具	スポットライト	1 台	<u>8 1 0</u>
音響装置	マイクロホン	1 本	<u>9 7 0</u>	音響装置	マイクロホン	1 本	<u>8 1 0</u>
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>9 7 0</u>		ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>8 1 0</u>
	テープレコーダー	1 台	<u>9 7 0</u>		テープレコーダー	1 台	<u>8 1 0</u>
					レコードプレーヤー	1 台	<u>8 1 0</u>
その他	金屏風	1 双	<u>2, 9 2 0</u>	その他	金屏風	1 双	<u>2, 4 4 0</u>
備考 (略)				備考 (略)			

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第 1 6 条 芦屋市都市公園条例 (昭和 4 0 年芦屋市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分 (以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 4 (第 1 0 条関係)	別表第 4 (第 1 0 条関係)
1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)	1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)

改正後						改正前					
3 有料公園施設を利用する場合						3 有料公園施設を利用する場合					
施設の種類		使用区分	使用料		超過料金	施設の種類		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	1 時間 <u>8 6 0 円</u>		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>8 6 0 円</u>	川西運動場	運動場	専用	1 時間 <u>7 2 0 円</u>		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>7 2 0 円</u>
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>5 7 0 円</u>		朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 8 0 円</u>	
			子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 8 0 円</u>					子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 4 0 円</u>	
		専用	2 時間 <u>8 6 , 4 0 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>4 3 , 2 0 0 円</u>			専用	2 時間 <u>7 2 , 0 0 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 6 , 0 0 0 円</u>
海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 8 0 円</u>		海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1 回券 <u>4 0 0 円</u>	
			子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 4 0 円</u>					子供（4 歳以上小学生以下）	1 回券 <u>2 0 0 円</u>	
		専用	2 時間 <u>7 3 , 3 3 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 6 , 6 6 0 円</u>			専用	2 時間 <u>6 1 , 1 1 0 円</u> （2 時間未満は2 時間とする。）		1 時間増すごとに (1 時間未満は1 時間とする。) <u>3 0 , 5 5 0 円</u>

改正後						改正前					
	温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 970円			温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 810円	
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 480円					子供（4歳以上小学生以下）	1回券 400円	
		回数券（11回）	大人（中学生以上）	9,760円				回数券（11回）	大人（中学生以上）	8,140円	
			子供（4歳以上小学生以下）	4,880円					子供（4歳以上小学生以下）	4,070円	
		1月使用券	大人（中学生以上）	7,810円				1月使用券	大人（中学生以上）	6,510円	
			子供（4歳以上小学生以下）	3,900円					子供（4歳以上小学生以下）	3,250円	
	駐車場	一般	（略）				駐車場	一般	（略）		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間	730円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 730円	東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間	610円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 610円
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間	2,190円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 2,190円	芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間	1,830円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） 1,830円
	駐車場	一般	（略）				駐車場	一般	（略）		
芦屋市総合公	陸上競技場	一般	大人	1回 570円		芦屋市総合公	陸上競技場	一般	大人	1回 480円	

改正後						改正前					
園			学生（高 校生以 下）	1回 <u>2</u> 80円		園			学生（高 校生以 下）	1回 <u>2</u> 40円	
		専用	平日 1時間 <u>4,</u> 880円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 880円				専用	平日 1時間 <u>4,</u> 070円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 070円	
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>5, 850</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>5,</u> 850円					日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>4, 880</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>4,</u> 880円	
	第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>60</u> 0円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>60</u> 0円			第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>50</u> 0円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>50</u> 0円	
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>730</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>73</u> 0円					日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 1時間 <u>610</u> 円	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>61</u> 0円	
	第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2, 430</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>2,</u> 430円			第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から 正午まで 1時間 <u>2, 030</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>2,</u> 030円	
			平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>6, 100</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>6,</u> 100円					平日 正午から午後 6時まで 1時間 <u>5, 090</u> 円（1時 間未満は1時間とす る。）	1時間増すごとに （1時間未満は1時 間とする。） <u>5,</u> 090円	

改正後				改正前				
			平日 午後 6 時から 午後 1 0 時まで 1 時間 <u>7, 3 3 0 円</u> (1 時間未満は 1 時 間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>7, 3 3 0 円</u>			平日 午後 6 時から 午後 1 0 時まで 1 時間 <u>6, 1 1 0 円</u> (1 時間未満は 1 時 間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6, 1 1 0 円</u>
			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前 9 時から午後 1 0 時まで 1 時間 <u>7, 3 3 0 円</u> (1 時 間未満は 1 時間とす る。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>7, 3 3 0 円</u>			日曜日、土曜日及び 祝日法による休日 午前 9 時から午後 1 0 時まで 1 時間 <u>6, 1 1 0 円</u> (1 時 間未満は 1 時間とす る。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6, 1 1 0 円</u>
		一般	1 人 1 時間 <u>6 0 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>6 0 0 円</u>		一般	1 人 1 時間 <u>5 0 0 円</u> (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>5 0 0 円</u>
	会議室	専用	1 時間 <u>1, 2 1 0 円</u>	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>1, 2 1 0 円</u>	会議室	専用	1 時間 <u>1, 0 1 0 円</u>	1 時間増すごとに (1 時間未満は 1 時 間とする。) <u>1, 0 1 0 円</u>
	駐車場	一般	(略)		駐車場	一般	(略)	
芦屋公園・南緑地	(略)			芦屋公園・南緑地	(略)			
備考 (略)				備考 (略)				
4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				
施設の種類	設備の種類	金額	超過料金	施設の種類	設備の種類	金額	超過料金	
芦屋中央公	野球場照明	3 0 分 <u>2, 5 5 0</u>	3 0 分につき <u>2,</u>	芦屋中央公	野球場照明	3 0 分 <u>2, 1 3 0</u>	3 0 分につき <u>2,</u>	

改正後				改正前			
園		円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	5 5 0 円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	園		円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)	1 3 0 円 (3 0 分未満は 3 0 分とする。)
	放送器具	1 式 6 0 0 円			放送器具	1 式 5 0 0 円	
川西運動場	運動場照明	1 時間 6 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 6 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	川西運動場	運動場照明	1 時間 5 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 5 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)
朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)		朝日ヶ丘公園・海浜公園	(略)	(略)	
芦屋市総合公園	第 1 スポー ツコート照 明	1 時間 5 4 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 5 4 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	芦屋市総合公園	第 1 スポー ツコート照 明	1 時間 4 5 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 4 5 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)
	第 2 スポー ツコート照 明	1 時間 1, 0 9 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 1, 0 9 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)		第 2 スポー ツコート照 明	1 時間 9 1 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)	1 時間につき 9 1 0 円 (1 時間未満は 1 時間とする。)
	放送器具	1 式 6 0 0 円			放送器具	1 式 5 0 0 円	
					展示用ボー ド	1 式 1 日 1, 0 1 0 円 (1 日未満は 1 日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)	芦屋公園	庭球場照明	(略)	(略)
5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)				5 都市公園を占有する場合・6 都市公園において行為をする場合 (略)			

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第 2 （第 5 条関係）							別表第 2 （第 5 条関係）						
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料							1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料（円）						自転車等の種類	使用料（円）					
	定期使用				一時使用			定期使用				一時使用	
	1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）
	地下 1 階	地下 2 階	地下 1 階	地下 2 階				地下 1 階	地下 2 階	地下 1 階	地下 2 階		
自転車	2, 4 3 0	1, 7 0 0	6, 7 2 0	4, 6 4 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0	1, 4 2 0	5, 6 0 0	3, 8 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自転車	3, 6 6 0	2, 5 5 0	1 0, 0 2	6, 9 6 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自転車	3, 0 5 0	2, 1 3 0	8, 3 5 0	5, 8 0 0	2 0 0	2, 0 0 0
			0										
2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料							2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料（円）						自転車等の種類	使用料（円）					
	定期使用				一時使用			定期使用				一時使用	
	1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月		3 月		1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	2, 4 3 0		6, 7 2 0		1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0		5, 6 0 0		1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自転車	3, 6 6 0		1 0, 0 2 0		2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自転車	3, 0 5 0		8, 3 5 0		2 0 0	2, 0 0 0
3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料							3 阪神打出駅前自転車駐車場及び阪急芦屋川駅北自転車駐車場の使用料						

改正後					改正前				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	1, 8 2 0	5, 1 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	1, 5 2 0	4, 2 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 0 4 0	8, 7 9 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	2, 5 4 0	7, 3 3 0	2 0 0	2, 0 0 0
自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0	自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車 駐車場及びＪＲ芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料					4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車 駐車場及びＪＲ芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	1, 8 2 0	5, 1 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	1, 5 2 0	4, 2 7 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 0 4 0	8, 7 9 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	2, 5 4 0	7, 3 3 0	2 0 0	2, 0 0 0
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料					5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料				
自転車等の 種類	使用料（円）				自転車等の 種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）		1 月	3 月	1 日	回数使用 （1 1 回分）
自転車	2, 4 3 0	6, 7 2 0	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	2, 0 3 0	5, 6 0 0	1 0 0	1, 0 0 0
原動機付自 転車	3, 6 6 0	1 0, 0 2 0	2 0 0	2, 0 0 0	原動機付自 転車	3, 0 5 0	8, 3 5 0	2 0 0	2, 0 0 0
自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0	自動二輪車	—	—	3 0 0	3, 0 0 0
6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料					6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料				
自転車等の	使用料（円）				自転車等の	使用料（円）			

改正後					改正前				
種類	定期使用		一時使用		種類	定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)		1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)
自転車	<u>2, 4 3 0</u>	<u>6, 7 2 0</u>	1 0 0	1, 0 0 0	自転車	<u>2, 0 3 0</u>	<u>5, 6 0 0</u>	1 0 0	1, 0 0 0
7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料					7 J R 芦屋駅北船戸自転車駐車場の使用料				
自転車等の 種類	使用料 (円)				自転車等の 種類	使用料 (円)			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)		1 月	3 月	1 日	回数使用 (1 1 回分)
自転車	<u>1, 8 2 0</u>	<u>5, 1 2 0</u>	—	—	自転車	<u>1, 5 2 0</u>	<u>4, 2 7 0</u>	—	—
8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)					8 J R 芦屋駅北大原自転車駐車場の使用料・9 J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 0 の使用料 (略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(芦屋市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第 1 条の規定による改正後の芦屋市手数料条例別表 5 の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 2 条の規定による改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 3 条の規定による改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際、第 4 条の規定による改正前の芦屋市立公民館設置条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に

係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際、第5条の規定による改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例の施行の際、第6条の規定による改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例の施行の際、第7条の規定による改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市民会館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 この条例の施行の際、第8条の規定による改正前の芦屋市民会館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行の際、第9条の規定による改正前の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行の際、第10条の規定による改正前の芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この条例の施行の際、第11条の規定による改正前の芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 この条例の施行の際、第12条の規定による改正前の芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 第13条の規定による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

（芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 5 この条例の施行の際、第 1 4 条の規定による改正前の芦屋市福祉センターの管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 6 この条例の施行の際、第 1 5 条の規定による改正前の芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 7 この条例の施行の際、第 1 6 条の規定による改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 1 8 この条例の施行の際、第 1 7 条の規定による改正前の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照

使用料・手数料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例要綱

1 改正の趣旨

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる手数料及び使用料の額を引き上げる。

ア 芦屋市手数料条例に規定する手数料関係（第1条関係）

名 称	改正案（円）	現 行（円）
道路幅員証明手数料	4 3 0	3 6 0

イ 打出教育文化センター使用料関係（第2条関係）

室名・使用区分		改正案（円）	現 行（円）
大会議室	午前9時～正午 （1時間につき）	1, 7 4 0	1, 4 5 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	1, 5 2 0	1, 2 7 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	1, 9 4 0	1, 6 2 0
小会議室	午前9時～正午 （1時間につき）	5 6 0	4 7 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	5 1 0	4 3 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	6 6 0	5 5 0
和室	午前9時～正午 （1時間につき）	8 8 0	7 4 0
	正午～午後6時 （1時間につき）	7 5 0	6 3 0
	午後6時～午後9時 （1時間につき）	9 7 0	8 1 0

調理スペース	午前9時～正午	3, 4 5 0	2, 8 8 0
	正午～午後2時30分	2, 8 8 0	2, 4 0 0
	午後2時30分～午後5時	2, 8 8 0	2, 4 0 0

ウ 学校使用料関係（第3条関係）

令和7年度中に小中学校における体育館の空調設備の設置が完了するため、講堂の使用料の統一をあわせて行う。

種 別	時間帯区分		改正案(円)	現 行(円)	
講堂	午前8時～午後5時		4, 3 2 0	精道小 宮川小	3, 6 0 0
				その他の学校	2, 4 0 0
	午後5時～午後9時30分		5, 7 6 0	精道小 宮川小	4, 8 0 0
				その他の学校	3, 6 0 0
	午前8時～午後9時30分		1 0, 0 8 0	精道小 宮川小	8, 4 0 0
				その他の学校	6, 0 0 0
遊戯室	午前8時～午後5時		2, 1 6 0	1, 8 0 0	
	午後5時～午後9時30分		2, 8 8 0	2, 4 0 0	
	午前8時～午後9時30分		5, 0 4 0	4, 2 0 0	
教室その他の室1教室につき	午前8時～午後5時		1, 7 2 0	1, 4 4 0	
	午後5時～午後9時30分		2, 5 9 0	2, 1 6 0	
	午前8時～午後9時30分		4, 3 1 0	3, 6 0 0	
校庭	午前8時～午後5時	午前	1, 4 4 0	1, 2 0 0	
		午後	1, 4 4 0	1, 2 0 0	
	午後5時～午後9時30分		2, 1 6 0	1, 8 0 0	
	午前8時～午後9時30分		3, 6 0 0	3, 0 0 0	

エ 公民館使用料関係（第4条関係）

(ア) 公民館施設使用料

室 名	改正案（円）	現 行（円）
-----	--------	--------

	午前9時 ～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午前9時 ～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分
1 1 3 室	1,560	2,010	2,230	1,420	1,830	2,030
1 1 4 室	3,240	3,800	4,130	2,950	3,460	3,760
1 1 5 室	780	890	1,110	710	810	1,010
1 1 6 多目的室	4,360	5,140	5,810	3,970	4,680	5,290
2 1 1 室	1,560	2,010	2,230	1,420	1,830	2,030
2 1 2 室	1,230	1,450	1,900	1,120	1,320	1,730
2 1 3 幼児室	1,900	2,120	2,570	1,730	1,930	2,340
2 1 4 料理室	4,580	5,360	6,160	4,170	4,880	5,600
2 1 5 美術室	3,460	4,020	4,580	3,150	3,660	4,170
2 1 6 工芸室	1,780	2,120	2,460	1,620	1,930	2,240
2 1 7 室	2,790	3,240	3,460	2,540	2,950	3,150
2 1 8 講義室	3,350	3,910	4,130	3,050	3,560	3,760
2 1 9 音楽室	9,620	11,410	12,990	8,750	10,380	11,810
2 1 9 音 楽室控室	550	670	780	500	610	710
2 2 0 和室	1,780	2,120	2,460	1,620	1,930	2,240
展示場	6,940	8,060	8,060	6,310	7,330	7,330

(イ) 附属設備等使用料

種別	品名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
映写装置	液晶プロジェク ター	1 台	3, 6 6 0	3, 0 5 0
	ビデオテープレ コーダー・DV Dプレーヤー	1 台	9 7 0	8 1 0
音響装置	マイクロホン	1 本	9 7 0	8 1 0
	ワイヤレスマイ クロホン	1 本	9 7 0	8 1 0

	テープレコーダー	1 台	9 7 0	8 1 0
音楽関係	ピアノ	1 台	2, 1 9 0	1, 8 3 0
	指揮台	1 台	7 3 0	6 1 0
	譜面台	1 組	7 3 0	6 1 0
美術・工芸関係	イーゼル	1 組	9 7 0	8 1 0
	モデル台	1 式	9 7 0	8 1 0
	陶芸窯	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
	スポットライト	1 台	7 3 0	6 1 0
その他	ロッカー	1 区分	1, 0 9 0	9 1 0
	スチール棚	1 区分	1, 4 6 0	1, 2 2 0
	パーソナルコンピュータ	1 台	3 6 0	3 0 0

オ 体育館・青少年センター使用料関係（第 5 条関係）

(ア) 専用使用

種別	改正案（円）				現 行（円）			
	午前	午後		夜間	午前	午後		夜間
	午前 9 時～午前 11 時 50 分	正午～午後 2 時 50 分	午後 3 時～午後 5 時 50 分	午後 6 時～午後 8 時 50 分	午前 9 時～午前 11 時 50 分	正午～午後 2 時 50 分	午後 3 時～午後 5 時 50 分	午後 6 時～午後 8 時 50 分
競技場	14,680	14,680	14,680	29,370	12,240	12,240	12,240	24,480
剣道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
柔道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場	2,440	2,440	2,440	6,040	2,040	2,040	2,040	5,040
	3,740	3,740	3,740	8,780	3,120	3,120	3,120	7,320
控え室	2,010	2,010	2,010	3,160	1,680	1,680	1,680	2,640

多目的室 (1)	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320
多目的室 (2)	1,720	1,720	1,720	2,590	1,440	1,440	1,440	2,160
多目的室 (3)	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080
大会議室	2,880	2,880	2,880	4,890	2,400	2,400	2,400	4,080
第1会議 室	1,000	1,000	1,000	1,870	840	840	840	1,560
第2会議 室	860	860	860	1,580	720	720	720	1,320
第1研修 室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400
第2研修 室	1,870	1,870	1,870	2,880	1,560	1,560	1,560	2,400
音楽室	2,590	2,590	2,590	3,600	2,160	2,160	2,160	3,000
多目的 研修室	1,150	1,150	1,150	2,160	960	960	960	1,800

(イ) 一般使用

室名・区分		改正案 (円)	現 行 (円)
トレーニング室	1 回	4 3 0	3 6 0
	回数券 (1 1 枚綴り)	4, 3 2 0	3, 6 0 0

(ウ) 附属設備等使用料金

品 名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
アリーナ放送設備	1 式	1, 2 1 0	1, 0 1 0
アリーナ空調設備	1 式	8 5 0	7 1 0
調理台	1 台	6 0 0	5 0 0
物品ロッカー (大)	1 台	2, 4 3 0	2, 0 3 0
物品ロッカー (小)	1 台	1, 2 1 0	1, 0 1 0

カ 谷崎潤一郎記念館関係 (第6条関係)

室名・区分		改正案 (円)	現 行 (円)
講義室	午前9時～正午	1, 7 0 0	1, 4 2 0

	午後１時～午後５時	2, 190	1, 830
--	-----------	--------	--------

キ 美術博物館関係（第７条関係）

室名・区分		改正案（円）	現 行（円）
講義室	午前１０時～正午	3, 420	2, 850
	午後１時～午後４時３０分	5, 240	4, 370
	午前１０時～午後４時３０分	8, 660	7, 230
体験学習室	午前１０時～正午	5, 000	4, 170
	午後１時～午後４時３０分	8, 180	6, 820
	午前１０時～午後４時３０分	13, 180	11, 000

ク 市民会館関係（第８条関係）

(7) 市民会館施設使用料

室 名		改正案（円）			現 行（円）		
		午前９時 ～正午	午後１時 ～ 午後５時	午後６時 ～午後９ 時３０分	午前９時 ～正午	午後１時 ～ 午後５時	午後６時 ～午後９ 時３０分
大ホール	平日	43,990	55,720	66,000	36,660	46,440	55,000
	土日 休	49,860	61,590	70,390	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	10,990	12,450	13,930	9,160	10,380	11,610
	土日 休	11,720	13,930	16,120	9,770	11,610	13,440
大楽屋		2,800	3,420	3,660	2,340	2,850	3,050
中楽屋		2,190	2,430	2,680	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		1,340	1,580	1,700	1,120	1,320	1,420
小楽屋		1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		1,340	1,580	1,700	1,120	1,320	1,420
１０１室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
１０２室		1,460	1,580	1,820	1,220	1,320	1,520
２０１室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
２０２室		1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030

2 0 3 室	4,390	5,120	5,610	3,660	4,270	4,680
2 0 4 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
2 0 5 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
2 0 6 室	1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
2 0 7 室	850	970	1,210	710	810	1,010
2 0 8 室	970	1,090	1,210	810	910	1,010
3 0 1 室	6,720	7,940	8,790	5,600	6,620	7,330
3 0 2 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 3 A 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 3 B 室	1,580	1,700	2,070	1,320	1,420	1,730
3 0 4 室	1,210	1,340	1,460	1,010	1,120	1,220
4 0 1 室	8,540	10,020	11,480	7,120	8,350	9,570
4 0 3 室	1,700	2,190	2,430	1,420	1,830	2,030
多目的ホール	7,570	8,790	8,790	6,310	7,330	7,330

(イ) 附属設備等使用料

場所	種別	品名	単位	改正案 (円)	現 行 (円)
大ホール	舞台装置	せりピット	1 式	5, 1 2 0	4, 2 7 0
		反響板	1 式	7, 3 3 0	6, 1 1 0
		所作台	1 式	9, 5 2 0	7, 9 4 0
		平台	1 式	5, 1 2 0	4, 2 7 0
		屏風	1 双	3, 6 6 0	3, 0 5 0
		ひ毛せん	1 式	2, 9 2 0	2, 4 4 0
		指揮台	1 台	9 7 0	8 1 0
		演台	1 台	7 3 0	6 1 0
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1 台	1 9, 0 5 0	1 5, 8 8 0
		ヤマハCFピアノ	1 台	9, 5 2 0	7, 9 4 0
	音響装置	音響装置	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
		エレベーターマイククロホン	1 本	2, 1 9 0	1, 8 3 0

		マイクロホン	1本	2, 190	1, 830
		ワイヤレスマイクロホン	1本	2, 920	2, 440
		カセットテープレコーダー	1台	2, 190	1, 830
		CDデッキ	1台	2, 190	1, 830
		ステージスピーカー	1式	2, 190	1, 830
		モニタースピーカー	1台	970	810
	照明装置	シーリングライト	1式	2, 190	1, 830
		ボーダーライト	1列	2, 190	1, 830
		サスペンションライト	1列	2, 190	1, 830
		ホリズントライト	1列	2, 190	1, 830
		サイドフロントライト	1式	2, 190	1, 830
		トーマンタルライト	1式	2, 190	1, 830
		バックギャラリート	1式	3, 660	3, 050
		センターピンスポットライト	1台	2, 190	1, 830
		ハロゲンピンスポットライト	1台	2, 190	1, 830
		エフェクトマシン	1台	2, 190	1, 830
		スポットライト 1KW 以下	1台	970	810
		スポットライト 1.5KW 以下	1台	1, 210	1, 010
		ソースフォー	1台	1, 210	1, 010
		ミラーボール	1台	2, 190	1, 830
		スモークマシン	1台	5, 120	4, 270
	映写装置	3.5m/m 映写機	1式	11, 720	9, 770
		1.6m/m 映写機	1式	7, 330	6, 110
		液晶プロジェクター	1式	3, 660	3, 050

		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	9 7 0	8 1 0
	その他	浴室	1 室	2, 1 9 0	1, 8 3 0
小ホール	舞台装置	平台	1 式	2, 9 2 0	2, 4 4 0
		演台	1 台	7 3 0	6 1 0
	楽器	ヤマハG 3ピアノ	1 台	5, 8 5 0	4, 8 8 0
	照明装置	スポットライト	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
		増設ライト	1 台	9 7 0	8 1 0
	映写装置	液晶プロジェクター	1 台	3, 6 6 0	3, 0 5 0
	音響装置	マイクロホン	1 本	1, 4 6 0	1, 2 2 0
		ワイヤレスマイクロホン	1 本	1, 4 6 0	1, 2 2 0
		テープレコーダー	1 台	1, 4 6 0	1, 2 2 0
		音響装置	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
本館	茶道具	茶用道具	1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
		御園棚	1 式	3, 6 6 0	3, 0 5 0
		毛せん	1 式	9 7 0	8 1 0
	映写装置	液晶プロジェクター	1 式	3, 6 6 0	3, 0 5 0
		ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1 台	9 7 0	8 1 0
	音響装置	マイクロホン	1 本	9 7 0	8 1 0
		ワイヤレスマイクロホン	1 本	9 7 0	8 1 0
		テープレコーダー	1 台	9 7 0	8 1 0
	その他	金屏風	1 双	2, 9 2 0	2, 4 4 0
		展示パネル	1 式	2, 9 2 0	2, 4 4 0
		所作台	1 式	5, 8 5 0	4, 8 8 0
		パーソナルコンピュータ	1 台	3 6 0	3 0 0

ケ 地区集会所関係（第9条関係）

集会所 室名		改正案（円）				現 行（円）			
		午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後9時 30分	午後11 時～翌 日午前 8時	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後5時	午後6 時～午 後9時 30分	午後11 時～翌 日午前 8時
打出 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	1,340	1,670	2,010	4,020	1,220	1,520	1,830	3,660
	D	890	1,110	1,230	—	810	1,010	1,120	—
翠ヶ 丘 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	1,230	1,340	1,560	3,130	1,120	1,220	1,420	2,850
	C	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	D	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
竹園 洋室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	1,340	1,670	2,010	4,020	1,220	1,520	1,830	3,660
	D	1,560	1,900	2,230	4,470	1,420	1,730	2,030	4,070
前田 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	D	890	1,110	1,230	2,460	810	1,010	1,120	2,240
朝日 ヶ丘 洋室	A	2,230	2,680	3,130	—	2,030	2,440	2,850	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	C	780	890	1,110	2,230	710	810	1,010	2,030
	D	670	780	890	1,780	610	710	810	1,620
同 和室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
春日 洋室	A	780	890	1,110	—	710	810	1,010	—
	B	2,460	2,790	3,240	—	2,240	2,540	2,950	—
	C	670	780	890	—	610	710	810	—

	D	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	E	1, 340	1, 670	2, 010	4, 020	1, 220	1, 520	1, 830	3, 660
潮見 洋室	A	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	B	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	E	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	F	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
浜風 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	C	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
	E	670	780	890	—	610	710	810	—
奥池 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	6, 270	2, 030	2, 440	2, 850	5, 700
	B	780	890	1, 110	2, 230	710	810	1, 010	2, 030
西藏 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	C	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
大原 洋室	A	890	1, 110	1, 230	—	810	1, 010	1, 120	—
	B	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	670	780	890	—	610	710	810	—
	E	1, 900	2, 120	2, 460	4, 920	1, 730	1, 930	2, 240	4, 480
茶屋 洋室	A	2, 230	2, 680	3, 130	—	2, 030	2, 440	2, 850	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	C	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	D	890	1, 110	1, 230	2, 460	810	1, 010	1, 120	2, 240
三条	A	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—
	B	780	890	1, 110	—	710	810	1, 010	—

洋室	C	1,560	1,900	2,230	4,470	1,420	1,730	2,030	4,070
	D	1,560	1,900	2,230	—	1,420	1,730	2,030	—

コ あしや市民活動センター関係（第10条関係）

室 名	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時 30分～ 正午	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午前9時 30分～ 正午	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時
会議室A	720	570	570	600	480	480
会議室B	720	570	570	600	480	480
会議室C	1,870	1,580	1,580	1,560	1,320	1,320
会議室D	1,720	1,440	1,440	1,440	1,200	1,200
オープンスペース 2	1,290	1,150	1,150	1,080	960	960

サ 潮芦屋交流センター関係（第11条関係）

(ア) 国際交流センター使用料

室 名	改正案 (円)				現 行 (円)			
	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後3時	午後3 時～午 後5時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9 時～正 午	午後1 時～午 後3時	午後3 時～午 後5時	午後6時 ～午後9 時30分
201 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
202 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
203 室	2,680	1,560	1,560	3,460	2,440	1,420	1,420	3,150
204 室	2,460	1,450	1,450	3,240	2,240	1,320	1,320	2,950
205 室	1,450	890	890	1,900	1,320	810	810	1,730
206 調 理室・ 試食室	4,580	2,680	2,680	6,600	4,170	2,440	2,440	6,000

(イ) 潮芦屋集会所使用料

室名	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時 ～	午後1時 ～	午後6時～ 午後9時	午前9時 ～	午後1時 ～	午後6時～ 午後9時

	正午	午後 5 時	30 分	正午	午後 5 時	30 分
101 室	1, 9 0 0	2, 1 2 0	2, 4 6 0	1, 7 3 0	1, 9 3 0	2, 2 4 0
102 室	1, 3 4 0	1, 6 7 0	2, 0 1 0	1, 2 2 0	1, 5 2 0	1, 8 3 0
103 室	7 8 0	8 9 0	1, 1 1 0	7 1 0	8 1 0	1, 0 1 0
104 和室	1, 1 1 0	1, 2 3 0	1, 3 4 0	1, 0 1 0	1, 1 2 0	1, 2 2 0

(ウ) 屋外交流広場使用料

区分	改正案(円)	現 行(円)
屋外交流広場（テニスコートA～C、各時間帯 区分・2時間）	1, 7 2 0	1, 4 4 0

(エ) 附属設備等使用料

品名・単位	改正案(円)	現 行(円)
液晶プロジェクター 1 式	2, 4 3 0	2, 0 3 0
ブルーレイディスクプレーヤー 1 台	1, 2 1 0	1, 0 1 0
多目的室音響装置 1 式	2, 1 9 0	1, 8 3 0
2 0 4 室・2 0 5 室音響装置 1 式	1, 2 1 0	1, 0 1 0
多目的室ワイヤレスマイクロホン 1 本	9 7 0	8 1 0
C D デッキ 1 台	9 7 0	8 1 0
屋外交流広場照明設備（1 時間につき）	3 0 0	2 5 0

シ 男女共同参画センター関係（第 1 2 条関係）

室名	区分	改正案（円）	現 行（円）
小会議室	午前 9 時 3 0 分～正午	6 0 0	5 0 0
	午後 1 時～午後 3 時	4 8 0	4 0 0
	午後 3 時～午後 5 時	4 8 0	4 0 0
大会議室 1	午前 9 時 3 0 分～正午	1, 9 4 0	1, 6 2 0
	午後 1 時～午後 3 時	1, 5 8 0	1, 3 2 0
	午後 3 時～午後 5 時	1, 5 8 0	1, 3 2 0
大会議室 2	午前 9 時 3 0 分～正午	1, 5 8 0	1, 3 2 0

	午後１時～午後３時	１，３４０	１，１２０
	午後３時～午後５時	１，３４０	１，１２０

ス 市立幼稚園預かり保育料関係（第１３条関係）

名 称	改正案（円）	現 行（円）
市立幼稚園の預かり保育料 （春季、夏季及び冬季の休業日）	１，０８０	９００
市立幼稚園の預かり保育料 （上記以外の日）	５００	４５０

セ 福祉センター関係（第１４条関係）

室名	区分	改正案（円）	現行（円）
多目的ホール	午前９時～正午	７，３３０	７，１２０
	午後１時～午後５時	９，８６０	９，５７０
	午後６時～ 午後９時３０分	８，６００	８，３５０
運動室	午前９時～正午	５，１５０	４，６８０
	午後１時～午後５時	６，８３０	６，２１０
	午後６時～ 午後９時３０分	５，９３０	５，３９０

ソ 老人福祉会館関係（第１５条関係）

(ア) 老人福祉会館施設使用料

室 名	改正案（円）	現行（円）
１１１大広間	１４，４１０	１２，０１０
１１２和室	２，６８０	２，２４０
舞台	１，９４０	１，６２０

(イ) 附属設備等使用料

種 別	品 名	改正案（円）	現 行（円）
照明器具	スポットライト	９７０	８１０
音響装置	マイクロホン	９７０	８１０

	ワイヤレスマイクロホン	970	810
	テープレコーダー	970	810
その他	金屏風	2,920	2,440

タ 都市公園関係（第16条関係）

(ア) 有料公園施設の利用

施設・区分			改正案（円）	現 行（円）
川西運動場	運動場 専用	1時間	860	720
朝日ヶ丘公園	水泳プール 一般	大人1回券	570	480
		子供1回券	280	240
	水泳プール 専用	2時間	86,400	72,000
		追加1時間ごと	43,200	36,000
海浜公園	水泳プール 一般	大人1回券	480	400
		子供1回券	240	200
	水泳プール 専用	2時間	73,330	61,110
		追加1時間ごと	36,660	30,550
	温水プール	大人1回券	970	810
		子供1回券	480	400
		大人回数券	9,760	8,140
		子供回数券	4,880	4,070
		大人1月使用券	7,810	6,510
		子供1月使用券	3,900	3,250
東浜公園 西浜公園	庭球場	1時間	730	610
芦屋中央公園	野球場、芝生 広場 専用	1時間	2,190	1,830
芦屋市総合 公園	陸上競技場 一般	大人1回券	570	480
		学生1回券	280	240
	陸上競技場 専用	平日1時間	4,880	4,070
		土日休日1時間	5,850	4,880
	第1スポーツ	平日1時間	600	500

	コート専用	土日休日 1 時間	7 3 0	6 1 0
	第 2 スポーツコート専用	平日午前 9 時から正午までの 1 時間	2, 4 3 0	2, 0 3 0
		平日正午から午後 6 時までの 1 時間	6, 1 0 0	5, 0 9 0
		平日午後 6 時から午後 1 0 時までの 1 時間	7, 3 3 0	6, 1 1 0
		土日休日午前 9 時から午後 1 0 時までの 1 時間	7, 3 3 0	6, 1 1 0
	第 2 スポーツコート一般	1 人 1 時間	6 0 0	5 0 0
	会議室専用	1 時間	1, 2 1 0	1, 0 1 0

(イ) 附属設備の利用

施設・設備		改正案 (円)	現 行 (円)
芦屋中央公園	野球場照明 3 0 分	2, 5 5 0	2, 1 3 0
	放送器具 一式	6 0 0	5 0 0
川西運動場	運動場照明 1 時間	6 0	5 0
芦屋市総合公園	第 1 スポーツコート照明 1 時間	5 4 0	4 5 0
	第 2 スポーツコート照明 1 時間	1, 0 9 0	9 1 0
	放送器具	6 0 0	5 0 0

チ 自転車駐車場関係 (第 1 7 条関係)

駐車場・種類			改正案(円)		現 行(円)	
			定期使用		定期使用	
			1 月	3 月	1 月	3 月
J R 芦屋 駅北自転車 駐車場	自転車	地下 1 階	2, 430	6, 720	2, 030	5, 600
		地下 2 階	1, 700	4, 640	1, 420	3, 870
	原動機付	地下	3, 660	10, 020	3, 050	8, 350

	自転車	1 階				
		地下 2 階	2, 550	6, 960	2, 130	5, 800
阪神芦屋駅南自転車 駐車場、阪神芦屋駅 西自転車駐車場、阪 急芦屋川駅南月若自 転車駐車場（自転車 のみ）		自転 車	2, 430	6, 720	2, 030	5, 600
		原動 機付 自転 車	3, 660	10, 020	3, 050	8, 350
阪神打出駅前自転車 駐車場、阪神打出駅 南自転車駐車場、阪 急芦屋川駅北自転車 駐車場、阪急芦屋川 駅南松ノ内自転車駐 車場、J R 芦屋駅南 自転車駐車場 9、J R 芦屋駅北船戸自転 車駐車場（自転車の み）		自転 車	1, 820	5, 120	1, 520	4, 270
		原動 機付 自転 車	3, 040	8, 790	2, 540	7, 330

- (2) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる使用料の額を引き下げる。（第 14 条関係）

施設・室名	区分	改正案（円）	現 行（円）
福祉センター 会議室 1	午前 9 時～正午	3, 2 6 0	3, 3 6 0
	午後 1 時～午後 5 時	4, 3 5 0	4, 4 8 0
	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	3, 8 5 0	3, 9 7 0
福祉センター 会議室 2	午前 9 時～正午	2, 2 7 0	2, 3 4 0
	午後 1 時～午後 5 時	2, 9 6 0	3, 0 5 0
	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	2, 5 6 0	2, 6 4 0

- (3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和 8 年 7 月 1 日
(2) 経過措置

ア 2(1)アによる改正後の規定は、令和8年7月1日以降の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

イ 2(1)スによる改正後の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

ウ その他の施設等使用料について、この条例の施行の際、改正前のそれぞれの規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

使用料・手数料の見直しの全体像

		使用料	手数料	合計
見直しを予定しているもの		47	1	48
小 計		47	1	48
据え置くもの	① 端数調整により見直しが生じなかったもの	0	8	8
	② 周辺自治体との均衡を図っているもの	1	29	30
	③ その他の理由に基づくもの	20	6	26
	小 計	21	43	64
対象範囲外のもの	④ 国や県の法令等又は周辺自治体との協定等により料金の基準が定められているもの	6	16	22
	⑤ 本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの	5	2	7
	小 計	11	18	29
合 計		79	62	141

※ 本表の件数は、同種の使用料等を１つのカテゴリーにまとめてカウントしており、個別の使用料等の数とは一致しません。
 （例：市民会館は「201室～208室・大ホール」、「朝・昼・夜」、「平日・土日休」など複数の区分があるが１つでカウント）

使用料等見直しによる財政影響額の試算

		財政影響額（年額）		
		右記以外の使用料及び手数料 （市が歳入するもの）	利用料金制の指定管理施設に係る使用料 （市が歳入しないもの）	合計
使用料	引上げ	打出教育文化センター、公民館、 ルナ・ホール、市民会館、 男女共同参画センター、福祉セ ンター（多目的ホール・運動室）、 目的外使用料（老人福祉会館、小 学校、中学校、幼稚園）、市立幼 稚園預かり保育利用料 9,225 千円	総合公園、美術博物館、谷崎潤一郎 記念館、体育館・青少年センター、 自転車駐車場、潮芦屋交流センタ ー、西浜・東浜テニスコート、朝日 ヶ丘公園プール、海浜公園プール、 中央公園野球場、川西運動場、地区 集会所、市民活動センター 42,149 千円	51,374 千円
	引下げ	福祉センター（会議室） ▲18 千円		▲18 千円
手数料	引上げ	道路幅員証明手数料 1 千円		1 千円
	引下げ			
合計		9,208 千円	42,149 千円	51,357 千円

※ 本表の試算額は、令和6年度の決算額を基に、各施設の改定率を踏まえて試算したものです。

見直しに係る基本事項①

・ 見直しに向けた取組

「使用料・手数料」は、特定の行政サービスの利用者（受益者）が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者とは非利用者との間に不均衡が生じることがないように、定期的な見直しを行い、公平性の確保を図る必要があります。

・ 算定方法

使用料・手数料は「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、下記算式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{施設の性質別負担割合}$$

$$\text{手数料} = \text{手数料原価}$$

・ 改定率（改定料金と現行料金の比率）の上下限設定

使用料等の算定により、改定後の料金が現行料金を大幅に上回る（又は下回る）ことがないように激変緩和措置を設定し、原則として改定後の料金は現行料金の0.8倍～1.2倍を上下限とします。なお、改定率については、施設の中で最も一般的な区分により算出した改定率を、同施設の他の区分に適用することができるものとしませんが、施設によっては区分ごとに異なる改定率を適用する場合があります。

見直しに係る基本事項②

・ 施設の性質別負担割合

「市民生活における必需性」と「市場性（民間施設の代替性）」の2つの基準で施設の性質を分類し、受益者負担割合を判断します。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 受益者負担割合 50%程度 ・ 保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・ 市営住宅等	H 受益者負担割合 75%程度 ・ あしや温泉	I 受益者負担割合 100%程度 ・ 体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・ 自動車駐車場、自転車駐車場 ・ 霊園
	D 受益者負担割合 25%程度 ・ 火葬場 ・ 三条デイサービス	E 受益者負担割合 50%程度 ・ 貸室（会議室等）	F 受益者負担割合 75%程度
	A 受益者負担割合 0%程度 ・ 道路、公園 ・ 市役所、消防署 ・ 小・中学校、図書館、公民館図書館 ・ 保健センター、老人福祉会館 ・ 消費生活センター ・ 上宮川文化センター（隣保館・児童館）	B 受益者負担割合 25%程度	C 受益者負担割合 50%程度 ・ ルナ・ホール ・ 体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・ 美術博物館、谷崎潤一郎記念館
	高 ← 必需性 → 低		

見直しに係る基本事項③

- ・ 集会所・自転車駐車場の原価について

集会所及び自転車駐車場については、それぞれ複数の施設が市内に設置されているが、占有面積の大きさや設備等が同等のものは、同水準となるよう料金を設定しているため、料金の見直しに当たっては、市内の全施設を一つの施設とみなして原価を算出し、判定する。

- ・ 新料金の適用時期

新料金は、令和８年７月１日から適用する。

ただし、令和８年６月３０日までに利用者による手続きが完了し、使用許可を得ている使用料については、旧料金とする。

（回数券や定期券についても、令和８年６月３０日までに購入している場合は、旧料金とする。）

- ・ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金

指定管理者が管理する公共施設の利用料金については、直営の公共施設と同様の考え方にに基づき見直しを検討する。

見直しが必要と判断された場合は、条例に定める利用料金の上限額の改正を行う。なお、料金改定による影響額の取り扱いについては、利用料金見直しの状況等を踏まえ、所管課と指定管理者が別途協議するものとする。

見直しを行うもの（使用料①）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I- J-(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収入 (千円) L	施設 区分 N						受益者 負担割 合率 O						
1	第2条	芦屋市立打出教育文化センター条例	打出教育文化センター使用料	2,639	3,003	91	3,134	0	5,139	—	523	0	0	0	0	14,529	22.2%	小会議室 (午前9時～正午 (1時間につき))	4,390	年間原価総額14,529千円 ÷貸付対象総面積262.16㎡ ÷(年間稼働時間2,844h×想定稼働率22.2%) ×料金区分対象面積50㎡ ×利用時間1時間	E	0.5	2,195	470	560	1.2倍	打出教育文化センター	
2	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 講堂(現行の講堂A) 【エアコン設置済】	4,073	2,390	128	744	0	4,375	—	0	0	0	0	0	11,710	100.0%	講堂A (午前8時～午後5時)	23,986	年間原価総額11,710千円 ÷貸付対象総面積919㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積919㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	11,993	3,600	4,320	1.2倍	管理課	
3	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 (現行の講堂B) 【エアコン未設置】	2,092	1,666	268	459	0	4,861	—	0	0	0	0	0	9,346	100.0%	講堂B (午前8時～午後5時)	18,954	年間原価総額9,346千円 ÷貸付対象総面積1,170㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積1,170㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	9,477	2,400	—	—	管理課	
4	第3条	芦屋市立学校使用条例	幼稚園使用料 【遊戯室】	2,242	1,039	399	213	0	1,518	—	0	0	0	0	0	5,411	100.0%	遊戯室 (午前8時～午後5時)	11,939	年間原価総額5,411千円 ÷貸付対象総面積198㎡ ÷(年間稼働時間4,050h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積198㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	5,970	1,800	2,160	1.2倍	管理課	
5	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 【教室】	4,248	6,300	336	5,086	0	11,535	—	0	0	0	0	0	27,505	100.0%	教室 (午前8時～午後5時)	10,980	年間原価総額27,505千円 ÷貸付対象総面積2,423㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積488㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	5,490	1,440	1,720	1.2倍	管理課	
6	第3条	芦屋市立学校使用条例	学校使用料 【校庭】	4,063	0	0	2,425	0	0	—	0	0	0	0	0	6,488	100.0%	校庭 (午前8時～午後5時)	16,380	年間原価総額6,488千円 ÷貸付対象総面積9,100㎡ ÷(年間稼働時間4,455h×想定稼働率100.0%) ×料金区分対象面積9,100㎡ ×利用時間9時間	C	0.5	8,190	2,400	2,880	1.2倍	管理課	
7	第4条	芦屋市立公民館設置条例	公民館使用料	7,478	8,291	2,168	31,466	0	9,815	—	0	5,722	0	0	0	53,496	27.4%	1 1 3 室 (午後1時～午後5時)	6,874	年間原価総額53,496千円 ÷貸付対象総面積956.9㎡ ÷(年間稼働時間3,800h×想定稼働率27.4%) ×料金区分対象面積32㎡ ×利用時間4時間	E	0.5	3,437	1,830	2,010	1.1倍 (附属設備等は1.2倍)	公民館	
8	第5条	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	9,548	0	0	0	37,760	10,971	—	0	0	84,386	37,760	30,357	74,548	77.5%	競技場	30,576	年間原価総額74,548千円 ÷貸付対象総面積2,591.9㎡ ÷(年間稼働時間4,056h×想定稼働率77.5%) ×料金区分対象面積1,120㎡ ×利用時間3時間	C	0.5	15,288	12,240	14,680	1.2倍	スポーツ推進課	
9	第5条	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料	748	0	0	0	2,958	23,263	4,104	0	0	10,466	2,958	0	38,581		トレーニング室	1,418	年間原価総額38,581千円 ÷年間利用者数27,212人	I	1.0	1,418	360	430	1.2倍	スポーツ推進課	
10	第6条	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例	谷崎潤一郎記念館使用料	5,558	0	99	20	19,680	6,618	—	0	87	27,026	19,680	5,470	33,764	63.2%	谷崎潤一郎記念館 講義室 (午前9時～正午)	6,279	年間原価総額33,764千円 ÷貸付対象総面積591㎡ ÷(年間稼働時間1,512h×想定稼働率63.2%) ×料金区分対象面積35㎡ ×利用時間3時間	E	0.5	3,140	1,420	1,700	1.2倍	国際文化推進課	

見直しを行うもの（使用料②）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

整備 条例 の条	条例	名称	市									指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I+ J~(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	施設の性質別 負担割合 施設 区分 N	使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直し 後 料金 (円)	改定率	所管課		
			人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収 入 (千円) L												
11	第7条	芦屋市立美術博物館条例 美術博物館 使用料	5,558	0	884	208	78,720	37,165	—	0	320	84,933	78,720	4,397	124,031	17.2%	美術博物館 講義室 (午前10時～ 正午)	40,919	年間原価総額124,031千円÷貸付対象総面積3,402㎡÷(年間稼働時間1,316h×想定稼働率17.2%)×料金区分対象面積127㎡×利用時間2時間	E	0.5	20,460	2,850	3,420	1.2倍	国際文化推進課
12	第8条	芦屋市市民会館条例 ルナ・ホール 使用料	8,140	13,265	6,650	53,767	0	11,642	—	0	8,382	0	0	0	85,082	31.4%	大ホール (土日休) (午後1時～ 午後5時)	200,680	年間原価総額85,082千円÷貸付対象総面積1,079㎡÷(年間稼働時間3,800h×想定稼働率31.4%)×料金区分対象面積759㎡×利用時間4時間	C	0.5	100,340	51,330	61,590	1.2倍	市民センター
13	第8条	芦屋市市民会館条例 市民会館 使用料	4,602	9,949	2,601	50,353	0	11,307	—	97	2,238	0	0	0	76,671	50.6%	301室 (午後1時～ 午後5時)	20,412	年間原価総額76,671千円÷貸付対象総面積1,055.9㎡÷(年間稼働時間3,800h×想定稼働率50.6%)×料金区分対象面積135㎡×利用時間4時間	E	0.5	10,206	6,620	7,940	1.2倍	市民センター
14	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	4,086	0	1,708	0	47,158	19,487	—	0	0	69,215	47,158	8	94,488	37.8%	全体 集会所 (洋室) (午前9時～ 正午)	2,553	年間原価総額94,488千円÷貸付対象総面積1,748.44㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率37.8%)×料金区分対象面積23㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,277	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
15	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	0	0	3,410	762	—	0	0	5,016	3,410	1	6,089	32.7%	打出集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	2,082	年間原価総額6,089千円÷貸付対象総面積139㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率32.7%)×料金区分対象面積20㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,041	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
16	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	0	0	3,495	306	—	0	0	4,840	3,495	1	5,457	33.4%	翠ヶ丘集会所 洋室(C) (午前9時～ 正午)	1,750	年間原価総額5,457千円÷貸付対象総面積131㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率33.4%)×料金区分対象面積18㎡×利用時間3時間	E	0.5	875	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
17	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	447	0	3,012	1,705	—	0	0	4,695	3,012	0	7,159	35.1%	竹園集会所 洋室(A) (午前9時～ 正午)	2,662	年間原価総額7,159千円÷貸付対象総面積113㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率35.1%)×料金区分対象面積19㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,331	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
18	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	0	0	2,997	1,857	—	0	0	5,907	2,997	0	8,076	39.9%	前田集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	2,343	年間原価総額8,076千円÷貸付対象総面積128㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率39.9%)×料金区分対象面積19㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,172	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
19	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	0	0	3,764	522	—	0	0	4,729	3,764	1	5,562	19.9%	朝日ヶ丘集会所 洋室(B) (午前9時～ 正午)	3,314	年間原価総額5,562千円÷貸付対象総面積137.44㎡÷(年間稼働時間3,862.5h×想定稼働率19.9%)×料金区分対象面積21㎡×利用時間3時間	E	0.5	1,657	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課
20	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 地区集会所 使用料	312	0	0	0	2,828	481	—	0	0	5,173	2,828	0	5,966	41.7%	春日集会所 洋室(A) (午前9時～ 正午)	1,518	年間原価総額5,966千円÷貸付対象総面積154㎡÷(年間稼働時間3,850h×想定稼働率41.7%)×料金区分対象面積21㎡×利用時間3時間	E	0.5	759	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課

見直しを行うもの（使用料③）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市										指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A~H)+I- J-(K~L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円)	施設 区分	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課
				人件費 (千円)	光熱水費 (千円)	修繕費 (千円)	物件費 (千円)	指 定 管理料 (千円)	減 価 償却費 (千円)	土地調達 コスト (千円)	その他 (千円)	【控除】 控除収入 (千円)	運営費 (千円)	【控除】 指 定 管理料 (千円)	【控除】 その他 収入 (千円)	施設 区分						受益者 負担割 合率						
																							A					
21	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	4,414	1,007	—	0	0	6,068	4,414	1	7,386	43.4%	潮見集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	1,677	E	0.5	839	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
22	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	3,298	2,085	—	0	0	5,664	3,298	1	8,060	34.4%	浜風集会所 洋室(C) (午前9時～正午)	3,353	E	0.5	1,677	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
23	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	2,387	366	—	0	0	3,547	2,387	0	4,225	28.3%	奥池集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	2,627	E	0.5	1,314	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
24	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	385	0	3,113	3,173	—	0	0	4,778	3,113	1	8,647	30.9%	西蔵集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	4,501	E	0.5	2,251	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
25	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	440	0	8,091	1,364	—	0	0	8,121	8,091	1	10,236	60.8%	大原集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	2,105	E	0.5	1,053	810	890	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
26	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	436	0	3,043	3,904	—	0	0	5,327	3,043	0	9,979	48.3%	茶屋集会所 洋室(B) (午前9時～正午)	2,480	E	0.5	1,240	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
27	第9条	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例	地区集会所使用料	312	0	0	0	3,306	1,949	—	0	0	5,352	3,306	1	7,612	37.9%	三条集会所 洋室(A) (午前9時～正午)	2,147	E	0.5	1,074	710	780	1.1倍	市民参画・ 協働推進課		
28	第10条	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例	あしや市民活動センター使用料	1,841	0	0	693	8,235	553	—	0	0	9,969	8,235	0	13,056	58.7%	あしや市民活動センター 会議室A (午前9時30分～正午)	1,594	E	0.5	797	600	720	1.2倍	市民参画・ 協働推進課		
29	第11条	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター使用料	1,497	0	0	739	7,504	5,376	—	0	111	21,016	7,504	3,827	24,690	44.2%	101室 (午前9時～正午)	4,087	E	0.5	2,044	1,730	1,900 (附属設備等は1.2倍)	1.1倍	国際文化推進課		
30	第11条	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター使用料	748	0	3,355	0	1,876	5,376	1,090	0	0	2,046	1,876	0	12,615	83.0%	テニス コートA (2時間利用)	2,622	I	1.0	2,622	1,440	1,720	1.2倍	国際文化推進課		

見直しを行うもの（使用料④）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市									指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A～H)＋I J－(K～L)	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式(※)	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額(端数 調整前) (円) M×N	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	改定率	所管課	
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K	【控除】 その他 収 入 (千円) L						施設 区分 N	受益者 負担割 合率 O						
31	第12条	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例	男女共同参画センター使用料	1,843	4,189	476	1,549	0	28,577	—	0	1,701	0	0	0	34,933	47.8%	小会議室 (午前9時30分～正午)	1,295	年間原価総額34,933千円 ÷ 貸付対象総面積1,090.43㎡ ÷ (年間稼働時間2,473.5h × 想定稼働率47.8%) × 料金区分対象面積19.12㎡ × 利用時間2.5時間	E	0.5	648	500	600	1.2倍	人権・男女共生課	
32	第13条	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	預かり保育料	36,478	7,098	1,951	2,405	0	28,909	—	0	4,786	0	0	0	72,055	/	通常保育日	6,946	年間原価総額72,055千円 ÷ 年間利用者数10,374人	G	0.5	3,473	450	500	1.0倍～1.2倍	管理課	
33	第14条	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター使用料	7,697	2,999	350	20,312	0	1,788	—	0	0	0	0	0	33,146		36.0%	会議室1 (午前9時～正午)	6,524	年間原価総額33,146千円 ÷ 貸付対象総面積814㎡ ÷ (年間稼働時間4,312.5h × 想定稼働率36.0%) × 料金区分対象面積83㎡ × 利用時間3時間	E	0.5	3,262	3,360	3,260	0.8倍～1.0倍	地域福祉課
34	第14条	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター使用料	7,697	2,999	350	20,312	0	1,788	—	0	0	0	0	0	33,146		36.0%	多目的ホール (午前9時～正午)	17,606	年間原価総額33,146千円 ÷ 貸付対象総面積814㎡ ÷ (年間稼働時間4,312.5h × 想定稼働率36.0%) × 料金区分対象面積224㎡ × 利用時間3時間	E	0.5	8,803	7,120	7,330	1.0倍～1.2倍	地域福祉課
35	第15条	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例	老人福祉会館使用料	0	0	0	6,050	0	1,964	—	4	0	0	0	0	8,018	25.0%	112和室 (午後6時～午後9時30分)	6,579	年間原価総額8,018千円 ÷ 貸付対象総面積191.43㎡ ÷ (年間稼働時間3,475h × 想定稼働率25.0%) × 料金区分対象面積39㎡ × 利用時間3.5時間	E	0.5	3,290	2,240	2,680	1.2倍	高齢介護課	
36	第16条	芦屋市都市公園条例	朝日ヶ丘公園プール使用料	748	0	0	0	0	5,306	3,606	0	0	14,964	0	2,374	22,250	/	屋外プール	1,020	年間原価総額22,250千円 ÷ 年間利用者数21,821人	I	1.0	1,020	480	570	1.2倍	スポーツ推進課	
37	第16条	芦屋市都市公園条例	海浜公園プール使用料	11,164	0	0	0	0	23,324	6,433	0	0	132,516	0	101,884	71,553		屋内プール	974	年間原価総額71,553千円 ÷ 年間利用者数73,486人	I	1.0	974	810	970	1.2倍	スポーツ推進課	
38	第16条	芦屋市都市公園条例	東浜公園庭球場使用料	748	0	0	0	250	0	1,185	0	0	2,053	250	0	3,986	64.5%	テニスコート (1時間利用)	1,001	年間原価総額3,986千円 ÷ 貸付対象総面積1,613㎡ ÷ (年間稼働時間3,072h × 想定稼働率64.5%) × 料金区分対象面積833.97㎡ × 利用時間1時間	I	1.0	1,001	610	730	1.2倍	スポーツ推進課	
39	第16条	芦屋市都市公園条例	西浜公園庭球場使用料	748	0	0	0	250	0	873	0	0	6,291	250	1,283	6,629	70.2%	テニスコート (1時間利用)	1,501	年間原価総額6,629千円 ÷ 貸付対象総面積1,613㎡ ÷ (年間稼働時間3,180h × 想定稼働率70.2%) × 料金区分対象面積833.97㎡ × 利用時間1時間	I	1.0	1,501	610	730	1.2倍	スポーツ推進課	
40	第16条	芦屋市都市公園条例	芦屋中央公園野球場使用料	1,497	0	0	0	501	1,368	—	0	0	7,356	501	3,211	7,010	40.5%	野球場 (1時間利用)	5,400	年間原価総額7,010千円 ÷ 貸付対象総面積9,000㎡ ÷ (年間稼働時間3,380h × 想定稼働率40.5%) × 料金区分対象面積3,000㎡ × 利用時間1時間	C	0.5	2,700	1,830	2,190	1.2倍	スポーツ推進課	

見直しを行うもの（使用料⑤）

※本表は各施設の料金区分のうち、代表的な部屋及び時間帯等について表示しています。
※料金区分の単位当たり使用料原価を算出する過程において、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	市								指定管理者			年間 原価総額 (千円) (A+H+I- J-(K+L))	想定稼働率	料金 区分	使用料 原価 (円) M	算式（※）	施設の性質別 負担割合		使用料 となるべき 金額（端数 調整前） (円) M×N	現行 料金 (円)	見直 し後 料金 (円)	改定率	所管課	
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	減 価 償却費 (千円) F	土地調達 コスト (千円) G	その他 (千円) H	【控除】 控除収入 (千円) I	運営費 (千円) J	【控除】 指 定 管理料 (千円) K						【控除】 その他 収 入 (千円) L	施設 区分 N						受益者 負担割 合率 M÷N
41	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	6,197	5,064	—	0	0	19,832	6,197	5,486	20,158	31.7%	陸上競技場 (専用)平日 (1時間利用)	19,800	C	0.5	9,900	4,070	4,880	1.2倍	道路・公園課	
42	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	4,342	3,548	2,405	0	0	13,893	4,342	3,844	16,750	67.5%	第2スポーツコート (専用)平日 (1時間利用)	3,990	I	1.0	3,990	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
43	第16条	芦屋市都市公園 条例	総合公園使用料	748	0	0	0	186	152	—	0	0	593	186	164	1,329	10.3%	総合公園 会議室 (1時間利用)	4,522	E	0.5	2,261	1,010	1,210	1.2倍	道路・公園課	
44	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	自転車駐車場 使用料	4,490	0	0	0	0	7,262	9,653	0	9,042	124,629	0	312	136,680	63.8%	全体 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	2,491	I	1.0	2,491	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
45	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	JR芦屋駅北自転 車駐車場使用料	748	0	0	0	0	3,632	1,499	0	2,137	29,449	0	74	33,117	83.3%	JR芦屋駅北 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	1,847	I	1.0	1,847	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
46	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪神芦屋駅西自転 車駐車場及び阪神 芦屋駅南自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	983	3,023	0	3,101	42,739	0	107	44,285	45.6%	阪神芦屋駅 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	3,870	I	1.0	3,870	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	
47	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪神打出駅前自転 車駐車場及び阪神 打出駅南自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	154	1,149	0	475	6,543	0	16	8,103	87.7%	阪神打出駅 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	1,219	I	1.0	1,219	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
48	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪急芦屋川駅北自 転車駐車場及び阪 急芦屋川駅南松ノ 内自転車駐車場使 用料	748	0	0	0	0	0	1,069	0	1,312	18,087	0	45	18,547	50.7%	阪急芦屋川駅 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	2,863	I	1.0	2,863	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
49	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	JR芦屋駅南1、3、 4、6、9自転車駐 車場使用料	748	0	0	0	0	48	2,129	0	1,670	23,013	0	58	24,210	97.0%	JR芦屋駅南 自転車駐車場 (自転車定期1か月)	1,532	I	1.0	1,532	1,520	1,820	1.2倍	道路・公園課	
50	第17条	芦屋市自転車駐車 場の設置及び管理 に関する条例	阪急芦屋川駅南月 若自転車駐車場使 用料	748	0	0	0	0	2,445	784	0	348	4,798	0	12	8,415	54.1%	阪急芦屋川駅 南月若自転車駐車場 (自転車定期1か月)	4,186	I	1.0	4,186	2,030	2,430	1.2倍	道路・公園課	

見直しを行うもの（手数料）

※料金区分の手数料原価を算出するにあたり、端数調整を行っています。

	整備 条例 の条	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	単位当たり 原価総額 A～D (円)	料金 区分	手数料と なるべき金額 (端数調整前) (円)	現行 料金 (円)	見直し後 料金 (円)	改定率	所管課
					A	B	C	D							
51	第1条	芦屋市手数料条例	道路幅員証明手数料	1件当たりの コスト	4,290	1	0	0	4,291	道路幅員証明手数料	4,291	360	430	1.2倍	道路・公園課